

令和6年度前期授業料免除申請要項

○提出期限

「授業料免除申請書」 令和6年4月19日（金）17時

「その他必要な添付書類」 令和6年6月10日（月）17時

○提出先（担当）

【八代キャンパス】

学務課学生係

〒866-8501 八代市平山新町 2627

TEL：0965-53-1233

【熊本キャンパス】

学生課学生支援係

〒861-1102 合志市須屋 2659-2

TEL：096-242-6229

※提出書類に不備・不足がある場合は受付できません。

※提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は申請がなかったものとみなし、期限後は受け付けません（家計急変の場合を除く）。

※申請を途中で辞退する場合は、担当係へ申し出てください。

※ご不明な点等ありましたら、担当係までお問合せください。

熊本高等専門学校

I 授業料免除申請について

1 授業料免除の概要および対象者

令和6年度における授業料免除は、次の【A】、【B】のとおり実施します。それぞれ対象学年や条件が異なりますのでご注意ください。

【A】高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）は、認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、授業料等減免と給付奨学金のそれぞれに申請が必要であり、授業料等減免についてはこの申請要項に従って手続きを行ってください。

- 対象：4，5年生及び専攻科生
- 申請区分

(ア)新規申請(初めて新制度に申請する場合。3年次に採用候補者に決定している場合を含む)

【注意!】授業料免除の申請とは別途、給付奨学金の申請も必ず行ってください。

(イ)継続申請(既に新制度の対象者として認定されており、引続き減免を受けたい場合)

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

- ー 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 進学するまでの期間等に関する要件

- ・ 過去に本制度による支援対象者として認定を受けていないこと。

- ・ 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していないこと。

例：2022年3月に高等学校を卒業→2024年4月編入学（×対象外）

2023年3月に高等学校を卒業→2024年4月編入学（○対象）

- ・ 高等専門学校を卒業し、それから1年未満の間に、認定専攻科へ入学していること。

例：2023年3月に高等専門学校卒業→2024年4月専攻科入学（×対象外）

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

※第IV区分(多子世帯)とは、本制度の「子ども」に該当する方が3名以上いる世帯

区分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第II区分	100円以上～25,600円未満	第I区分の減免額の2/3
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	第I区分の減免額の1/3
第IV区分(多子世帯)	51,300円以上～154,500円未満	第I区分の減免額の1/4

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

【B】国立高等専門学校機構における授業料減免

(ウ) 災害等による場合 (第 134 号第 4 条)

次の①又は②に該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日(原則、前期は4月1日。)前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(エ) その他特別な事由の場合 (第 134 号第 10 条)

次の①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者
- ② 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

(オ) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は新制度の例に準ずる)の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書(様式自由)があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等)を基に算出することとし、直近三ヶ月分を4倍した金額を基に判定することを原則とする。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは表紙(1枚目)に記載の提出先へお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績(専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校)又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

3 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・【A】【B】の両方に申請して両方で許可された場合、最終的な免除額は【A】【B】いずれか大きい額です。(例えば【A】で1/3減免、【B】で半額免除が許可された場合、半額免除)

II 提出書類

以下の表を確認し、申請区分に応じた書類を提出してください。

※様式は本校公式 Web からダウンロードできます。

また、希望者には担当窓口でも配布します。

【本校公式 Web サイト】授業料免除 <https://kumamoto-nct.ac.jp/shien/support/menjo.html>



申請区分		提出書類 (提出期限)	
		4月19日(金)17時	6月10日(月)17時
【A】のみ	新規	A様式1	
	継続	A様式2	
【A】【B】 両方	新規	A様式1※	家族状況等の確認書類
	継続	A様式2※	
【B】のみ		様式1-1	家族状況等の確認書類

※【A】【B】両方を申請する場合、「A様式」の「【B】国立高等専門学校機構における授業料減免の申請希望」欄にて、申請希望“あり”に○をつけ、(2)(3)の項目も必ず記入してください。

■家族状況等の確認書類 (【A】のみ申請の場合は不要)

- (様式2)家族状況等申告書
- (様式2)家族状況等申告書で「はい」にチェックした行の右に記載されている書類すべて
- 免除申請者と生計を一とする世帯全員分の住民票の写し
- 免除申請者と生計を一とする世帯全員分の所得証明書※ (令和6年度(令和5年分))

※所得証明書について

- ・通常6月以降に発行
- ・記載が必要な事項・・・給与収入額、合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳
- ・就学者、15歳未満、専業主婦等も提出対象。
- ・所得がなく所得証明書が発行されない場合は、代わりに非課税証明書を提出。

(収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書を再取得する必要はない)

※上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。